

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
1	介護予防ケアマネジメント	総合事業で介護予防ケアマネジメントになった場合のケアプランについて、評価の為に有効期限が必要か。	ケアプラン有効期間については、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントともに、おおむね12か月となります。 ※おおむね12か月の範囲とは、12か月が経過する月の属する月末までとします。 例)1/1 ~ 12/31 ○ 1/20 ~ 翌年1/31 ○ 12/25 ~ 翌々年1/31 ×
2	介護予防ケアマネジメント	他市の居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメント業務を一部委託することは可能か。	他市の居宅介護支援事業所への業務一部委託も可能です。 ※県外の居宅介護支援事業所へ業務を一部委託をした場合は、地域包括支援センターから直接、居宅介護支援事業所へ委託料を支払ってください。(国保連での支払代行はできません。)
3	介護予防ケアマネジメント	事業対象者になると、サービス担当者会議を1回すれば、その後はケアプランが変更にならない限りサービス担当者会議の開催はしなくて良いのか。	事業対象者としての有効期間に終期は設けていませんが、自立支援につなげるため、モニタリングやサービス担当者会議の開催は介護予防支援と同様に行ってください。
4	介護予防ケアマネジメント	月途中で事業対象者から要支援1に区分変更になった人について、区分支給限度額欄の記載が、「翌月1日から5003単位」と表示された被保証が届いた。 ①翌月まで介護予防給付が使えないということか？ ②給付管理のソフトには、今月末まで事業対象者の支給限度額、翌月から要支援1の支給限度額を入力して管理すればよいのか。	①介護予防給付は区分変更後(要支援1)の認定有効期間の開始日から利用可能です。 ②区分変更があった月の区分支給限度額は、区分変更の前後を比較し、より介護度が重い方の区分支給限度額で管理を行ってください。 介護保険事務処理システムでは、要支援の方は要支援1→事業対象者→要支援2の順で要支援の度合いが重いと定められています。 今回のケースでは、区分変更があった月はより重い区分である事業対象者の支給限度額で管理を行って下さい。このため、被保険者証も要支援1の区分支給限度額の適用は翌月1日からと表示されています。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
5	認定申請	要支援認定の有効期間が切れてからも事業対象者の申請は可能か。その場合、認定の有効期間が切れてからの申請有効期間のようなものはあるのか。	要介護・要支援認定の新規申請をしてください。
6	認定申請	事業対象者になった利用者が要介護・要支援認定を受ける必要がある場合は、新規か変更かどちらかで申請することになるのか。	要介護・要支援認定の申請は新規申請の扱いとなります。なお、認定の申請は、必要があればいつでも申請ができます。
7	サービス利用	基本チェックリスト実施後、負担割合証と被保険者証が届くまでの間に総合事業のサービスは利用可能か。	<p>被保険者証記載の事業対象者としての有効期間の開始日からサービスは利用可能です。(実務上は、被保険者証交付後、介護予防ケアマネジメントを実施し、サービス利用につなげるケースが多いと考えています。また、有効期間の開始日は介護予防ケアマネジメント依頼届出書を地域包括支援課が受理した日です。)</p> <p>なお、要介護・要支援認定と異なり、被保険者証の交付に要する期間は、チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の届出があつてから1週間以内を見込んでいます。被保険者証が届くまでにサービスの利用が必要なときは、有効期間開始日を地域包括支援課に確認してください。</p>
8	サービス利用	姫路市の被保険者が他市の総合事業訪問介護と総合事業通所介護の事業所を利用する場合、他市の事業所が姫路市に事業所登録をされれば利用可能か。	姫路市の事業所指定を受けていれば、他市町の事業所であっても利用可能です。なお、総合事業訪問生活援助は新規の事業所指定を行っておりません。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
9	サービス利用	訪問型サービスについて、総合事業訪問介護と総合事業訪問生活援助との併用は可能か。	併用はできません。本市では総合事業訪問介護の単価として月当たりの包括報酬を採用しているため、総合事業訪問介護と総合事業訪問生活援助の併用をすることはできません。
10	サービス利用	生活援助のみのサービスを利用したい場合は、すべて総合事業訪問生活援助の利用になるのか。	生活援助のみのサービスが必要な場合であっても、総合事業訪問介護を利用可能です。どちらのサービスを利用するかは、利用者の希望やケアマネジメントに基づいて判断してください。(なお、認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者、退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な人は総合事業訪問生活援助の利用はできません。)
11	サービス利用	要支援1の対象者は総合事業通所介護週1回程度の利用、事業対象者は総合事業通所介護週2回程度の利用という違いの根拠を利用者にどう説明すれば良いか。	事業対象者には要支援1相当の人、要支援2相当の人のどちらも含まれます。このため、要支援2相当の人が事業対象者となり、週2回程度のサービス利用をする場合を想定して、週2回程度の単位を設定しています。 総合事業通所介護の報酬は月額包括報酬のため、要支援1の人がどの程度の頻度でサービスを利用するかは、介護予防ケアマネジメントを踏まえ、事業者と利用者の契約により、適切な利用回数、利用時間の設定が行われるものと考えており、一律に要支援者は週1回の利用とするものではありません。
12	サービス利用	要支援認定者と、非該当から事業対象者になった人はどちらも同じ総合事業通所介護を利用できるか。	ケアマネジメントの結果、要支援状態相当の方は、同じ総合事業通所介護をご利用いただけます。 総合事業通所介護の利用対象者については、要支援認定者または要支援状態相当の事業対象者を想定しています。よって、ケアマネジメントの結果、要支援状態相当と認められない場合は利用できません。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
13	サービス利用	総合事業訪問生活援助において、「必要に応じ、個別サービス計画の作成」とあるが、具体的な作成要件を示してほしい。また、書類の保存年限は何年になるのか示してほしい。	利用者との契約内容の明確化やケアマネジャー・ヘルパーとの連携に向けて、必要に応じて個別サービス計画を作成してください。作成の必要性についてはサービス提供責任者の判断により作成してください。また、書類の保存年限は5年とします。
14	サービス利用	総合事業訪問生活援助のサービス提供にあたり、必要に応じて個別サービス計画の作成をした場合、利用者へ説明・同意・交付、ケアプラン作成者へ計画書の交付が必須となるのか。	個別サービス計画を作成した場合、利用者への説明・同意・交付、ケアプラン作成者への計画書の交付が必須となります。
15	サービス利用	要支援者が総合事業訪問生活援助を利用する場合、要支援者であってもサービス提供内容は、自立生活支援のための見守り的援助等の身体介護は含まれず、生活援助に限定される解釈でよいか。	総合事業訪問生活援助のサービス提供内容は、平成12年3月17日付 老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2-0から2-6に定める生活援助の範囲内としているため、自立生活支援のための見守り援助等の身体介護は含まれません。よって、生活援助の範囲内のサービス提供内容に限定されます。
16	サービス利用	総合事業訪問介護及び総合事業訪問生活援助を継続して利用する場合、利用期限はあるのか。	サービスはケアプランに基づき利用することになるので、モニタリングや評価の結果を踏まえたケアプランの見直しの都度、継続してサービスを利用する必要があるかどうかを検討してください。要支援状態から改善してサービス利用の必要がなくなった場合は、介護予防ケアマネジメント及びサービスの利用を終了してください。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
17	サービス利用	総合事業通所介護において、外出など施設外の活動は利用時間として認められるのか。	<p>総合事業通所介護の基準は、通所介護の基準の例によります。</p> <p>(参考:指定居宅介護サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日付老企第25号)より抜粋)</p> <p>指定通所介護は、事業所でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。 ロ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。
18	サービス利用	総合事業通所介護(総合事業)と介護予防通所リハビリテーション(予防給付)を併用してリハビリ機会を増やしたい。併用は可能か。	<p>介護予防における通所リハビリテーション(デイケア)と介護予防通所介護の併用については、以下のとおり国が考え方を示しており(平成 18年 4月改訂関係Q&AVol.1)、それは総合事業においても同様の考え方とします</p> <p>【平成 18年 4月改訂関係Q&A Vol.1 より】</p> <p>地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーション(デイケア)のいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していません。</p>
19	サービス利用	予定日にサービスが入らなかった場合の振替の考え方について。	<p>週単位での計画としているものについては、同週内での振替が原則ですが、やむを得ない場合は、直近のサービス利用実績日から次回のサービス提供日までの間での振替としてください。なお、振替により連日でのサービス提供となる場合はニーズの確認が必要です。</p>

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
20	事業費請求	総合事業の負担割合のしくみは。	<p>負担割合は、1割(一定以上所得者は2割または3割)です。各被保険者の負担割合は、負担割合証を確認してください。総合事業のサービスについては、給付制限は行いません。</p> <p>公費の取扱いは、法別12(生活保護)および法別25(中国残留)については、訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメントは請求可能、法別81(原爆助成)は訪問型サービスと通所型サービスのみ請求可能、法別58(全額免除)は訪問型サービスのみ請求可能です。</p> <p>高額介護サービス費相当事業、社福・離島等の各種軽減制度について、総合事業も実施しています。</p>
21	事業費請求	総合事業通所介護の報酬が週1回程度と週2回程度で設定されるが、これは計画と実績ベースのどちらで判断すれば良いか。	当初に計画されていたケアプランどおりの算定となります。
22	事業費請求	同月中において、総合事業訪問生活援助利用中の利用者が通院・外出介助が必要になるなどし、月途中から総合事業訪問介護を利用することは可能か。その場合、総合事業訪問介護の請求は日割りとなるのか。また、利用頻度も合わせて変更可能か。	月途中で総合事業訪問生活援助から総合事業訪問介護に変更することは可能です。この場合、総合事業訪問介護は日割りとなります。日割りの起算日は総合事業訪問介護の契約日です。また、総合事業訪問介護と総合事業訪問生活援助は異なるサービスであるため、サービスの利用頻度の変更は可能です。
23	事業費請求	総合事業訪問生活援助から総合事業訪問介護のサービスを利用することになった際、「訪問型独自サービス初回加算」の算定は可能か。	<p>サービスを連続して利用する場合には、初回加算は算定できません。</p> <p>ただし、総合事業訪問介護と総合事業訪問生活援助は異なるサービスであるため、以下の算定要件をすべて満たした場合は算定可能です。</p> <p>①新規に訪問介護計画を作成していること</p> <p>②過去2か月の間、当該総合事業訪問介護事業所からのサービス提供実績がないこと。この場合の「2月」とは歴月(月の初日から月の末日まで)によるものです。</p> <p>③初回または初回の訪問介護を行った日の属する月に、「サービス提供責任者がサービスを提供する」、または「訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行する」のいずれかを満たすこと</p>

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
24	事業費請求	総合事業訪問生活援助には初回加算、介護職員処遇改善加算は設定されるのか。具体的な加算体系を示してほしい。	<p>総合事業訪問生活援助では初回加算、介護職員処遇改善加算を設定しておりません。体系については以下の加算・減算の種類となります。</p> <p>【加算の種類】</p> <p>①特別地域介護予防訪問介護加算 ②中山間地域等における小規模事業所加算 ③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>【減算の種類】</p> <p>事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算</p>
25	事業費請求	総合事業訪問生活援助において、1単位は10.21円でよいか。	総合事業訪問介護と総合事業訪問生活援助は1単位10.21円、総合事業通所介護は1単位10.14円です。
26	事業費請求	総合事業訪問生活援助の請求誤りがあった場合、過誤処理等の届出書は介護給付等の書類を使用するのか。	総合事業サービス費は、介護給付費等と同じ様式で過誤処理を行ってください。提出の際には総合事業サービス費と介護給付費を分けて作成してください。なお、過誤申立ては、介護保険課での手続きです。
27	事業費請求	サービス提供体制強化加算について、月途中で「要支援⇔要介護」の区分変更があった場合に通所介護の1回につきの加算(通所介護のサービスを実施した回数分)と総合事業通所介護の1月につきの加算(日割り計算用サービスコードのない加算)のどちらで算定すればいいか。	通所介護の加算(サービスを実施した回数分)と総合事業通所介護の加算(1月分)の両方が算定できます。 ※なお、介護給付と総合事業の両方が日割り計算用サービスコードのない加算の場合は、月末における要介護度(要支援度)に応じた加算しか算定出来ません。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
28	事業費請求	介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出誤り等があった場合、総合事業訪問生活援助も償還払いの対象となるのか。	総合事業訪問生活援助についても償還払いの対象となります。償還払いは利用者の一時的な負担が大きくなるため、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出遅れ等がないよう、十分ご注意願います。
29	事業費請求	総合事業訪問型短期集中予防サービスのみを利用する利用者について、地域包括支援センターはケアプラン作成に係る介護報酬を請求できるか。	総合事業訪問型短期集中予防サービスのみを利用し、他の介護予防サービスや総合事業のサービスは利用しない利用者のケアプランについては、介護予防ケアマネジメント(AF)により作成し、報酬請求が可能です。介護予防ケアマネジメント費の報酬の請求は国保連が行いますが、総合事業訪問型短期集中予防サービスのみを利用する利用者については、給付管理票を国保連に提出する必要はありません。地域包括支援センターは国保連に介護予防・日常生活支援総合事業費請求書及び同明細書を提出することで報酬が支払われます。報酬単価は通常の介護予防ケアマネジメントと同じです。(条件を満たせば初回加算も請求可能) なお、他に利用するサービスがない場合は、総合事業訪問型短期集中予防サービスの終了に合わせ、介護予防ケアマネジメントも終了することになります。ケアプランの作成手続きは、サービス担当者会議の開催やモニタリング等は通常の介護予防ケアマネジメントと同様に必要です。また、給付管理票の作成は必要ありませんが、サービス利用表は計画、実績ともに作成が必要です。
30	事業費請求	総合事業訪問型短期集中予防サービスのみを利用する利用者について直営プランを作成する場合、作成件数の枠(基本職員15件、介護予防支援従事者70~100件)でカウントするのか。	通常の介護予防ケアマネジメントと同じく、1件として数えてください。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
31	事業費請求	介護予防ケアマネジメント費は、姫路市が国保連の代わりに給付するとあるが、これは時限があるのか。	総合事業のサービスのみ利用した場合の介護予防ケアマネジメント費の請求の期限は、サービス提供月の翌々月の1日から起算して5年となります。
32	事業費請求	同一月内で、最初Aの総合事業訪問介護事業所と契約し利用を開始したが、途中で解約し、Bの総合事業訪問介護事業所と契約して利用を開始した。 この場合、初回加算の算定はどうなるのか。 ① 両方の事業所が請求できる ② 変更後の事業者のみ算定できる。	① 両方の事業所が請求できます。 初回算定は過去2月に当該総合事業訪問介護事業所から総合事業訪問介護の提供を受けていない場合に算定できますが、この場合の「2月」とは暦月(月の初日から月の月末まで)によるものです。したがって、例えば、4月15日に利用者の総合事業訪問介護を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所から総合事業訪問介護の提供を受けていない場合です。また、次の点にも留意してください。 ・初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能です。 ・要介護状態で同一事業所を利用していた場合の利用実績は問いません。
33	事業費請求	共同のお風呂の清掃をする際の総合事業訪問介護の利用について、サービス付き高齢者住宅に入居予定の方(要支援1)が認知症のために入浴時の声掛けと浴室の清掃が必要な場合は総合事業訪問介護を利用しても良いか。	アセスメント上必要だと判断した場合は共同の風呂(大浴場ではなく、時間制の個別のお風呂)の入浴時の声掛けと浴室の清掃は総合事業訪問介護の利用が可能です。
34	事業費請求	障害福祉サービスの居宅介護を利用している方が、途中で65歳に到達し、要支援認定を受けた場合の請求について、介護事業所との契約日7/4、資格取得日が7/10だった場合は、どの日をもって日割り請求となるのか。もしくは月額包括報酬になるのか。	資格取得日をもって日割り請求です。 日割りの算定要件上は「契約日をもって日割り請求」となっているが、この場合、契約日にはまだ一号被保険者ではない。(介護保険上は65歳に達したときから一号被保険者)総合事業(地域支援事業)は法115条45第1項及び施行規則140条の62の4により、被保険者を対象に事業を実施することとされており、また法115条の45の3第1項において「市町村は第一号事業については当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる」とされていることから、第一号事業に要した費用を日割りで算定するにあたり、被保険者ではない期間を含めて算定することは適当ではないと考えられるからです。

質問番号	区分	質問	回答
35	事業費請求	要支援者が区分変更をかけた際、暫定プランで総合事業訪問生活援助を利用していたが、要介護認定が出た。その際の請求はどうか。	認定結果が出る前に総合事業訪問生活援助の利用があった場合は、認定日以降の利用については自費となります。総合事業訪問介護と総合事業通所介護の利用の場合は、介護給付に読み替えて請求をしてください。
36	事業費請求	総合事業のサービスを利用している40歳以上65歳未満の2号被保険者で、生活保護受給者(Hから始まる被保険者番号)が途中で65歳に達し、被保険者番号も変更となるため書類等(ケアプランを含む)をすべて作り直しサービス担当者会議を行った場合、初回加算は算定可能か。また以前から居宅介護支援事業所に一部委託していて、65歳以降も引き続き一部委託する予定であるが委託連携加算も算定可能か？	両方算定可能です。 65歳未満は生活保護法による要介護・要支援認定、65歳以上は介護保険法による要介護・要支援認定であり、介護保険上は新規利用者となるためです。
37	事業費請求	月の途中で区分変更し、要支援→要介護になった。その月の介護の利用がない場合、要支援の月額包括報酬が算定できるのか。	途中で要支援→要介護状態になった場合、契約解除日までの日割り計算での請求となります。(通常、事業所の契約書において「要介護状態となった場合、総合事業の契約は解除となる」という文言が明記されている場合が多い) そのため、月の後半に介護サービスの利用がなかったとしても月額包括報酬での請求は不可となる。 (参考)介護報酬の解釈(緑) Q15 介護サービス④途中で要支援度の変更【介護報酬informationVol.76】
38	事業費請求	総合事業訪問介護において「通院等のための乗車又は降車の介助」は算定可能か。	総合事業訪問介護には「通院等のための乗車又は降車の介助」の区分はありません。 要支援者に付き添い、バス等の公共交通機関を利用して、移動中の状態確認も含めた通院・外出介助をケアプランに位置付けていたのであれば総合事業訪問介護として算定できます。

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
39	事業費請求	総合事業訪問介護の提供について、同日に2回のサービス提供は可能か。	利用者とのアセスメントにおいて、同日に2回利用することが適切であると判断され、ケアプランに位置付けた場合は提供可能です。 同日利用の例：(午前)利用者の病院への送り出し【1回】 (午後)利用者の病院からの帰宅受入【2回】
40	事業費請求	総合事業訪問介護の利用において、本人のADL及びIADL向上のために買物の同行(メガネや靴などサイズをあわせる必要のあるもの以外)は可能か。	アセスメントの結果、本人のADL及びIADL向上のためになると判断できるのであれば可能。利用者の自立した生活の支援や状態の改善につながるものであるとケアプラン上で位置づけられる場合のみとなります。
41	事業費請求	介護予防居宅療養管理指導(34)を請求した場合は、介護予防支援(46)で請求すべきか？	総合事業(A2、A3、A6)と介護予防居宅療養管理指導(34)の給付があるが、その他の介護予防サービスの利用がない場合は、介護予防ケアマネジメント(AF)で請求します。(介護予防居宅療養管理指導については、AFか46の判断に影響しない。)
42	事業費請求	月途中の契約で、当月の利用開始日までに日があいた場合も、起算日は契約日との解釈で良いのか。	お見込みのとおりです。ただし、契約日の属する月にサービス利用がなかった場合は、その月の報酬は請求できません。
43	事業費請求	月途中で入院した場合は、日割り計算の対象になるのか。	入院の場合は、日割りの対象となりません。ただし、契約を解除した場合は、契約解除日までの期間の日割り請求となります。入院期間中の契約の継続・解除については、利用再開の目途等も踏まえ、利用者との合意の上決定してください。契約が継続されている場合は月額包括報酬となります。

質問番号	区分	質問	回答
44	事業費請求	日割り計算をする場合は、起算日からの「利用回数」に日割り単価を乗じて算出するのか。	日割り計算は、起算日からの「利用回数」ではなく「利用期間(日数)」に日割り単価を乗じて算出します。具体的には、契約日が4月15日の場合は、15日から30日までの「16日間」に日割り単価を乗じて算出してください。
45	事業費請求	「契約解除日」とはいつを言うのか。	「契約解除日」がいつになるかについては、利用者と事業者の両者が契約解除日と合意した日が契約解除日になります。
46	事業費請求	サービスの利用回数を月途中で変更した場合、変更前と変更後で日割り請求できるのか。	当初に計画されていたケアプランにより月額包括報酬で算定となります。利用者の状態像に変化がありケアプランを月途中で変えた場合は、翌月の請求より新しいケアプランの利用回数で請求してください。
47	事業費請求	日割り請求について、区分変更(要支援1⇔要支援2等)した場合、変更日を起算日として請求するが、アセスメントの結果、サービスコード(訪問型サービスⅠ、Ⅱ等)が変更しない場合も、区分変更後において同じサービスコードで日割り請求するのか。	サービスコードに変更がない場合においても、区分変更の変更日を起算日として日割り請求をしてください。(請求する際のコードは同サービスの日割り算定用コードです。)
48	事業費請求	総合事業サービスの利用者が月途中で区分変更し、報酬区分が変更となる前(後)のサービス利用の実績がない場合の日割りの請求方法について教えてほしい。	報酬区分が変更となる前(後)でサービス利用実績がない場合は算定できません。利用実績がある区分変更前(後)のみ、日割りで請求となります。

質問番号	区分	質問	回答
49	事業費請求	月途中で市外からの転入者が、その月に市外で総合事業の利用がなく、姫路市で総合事業を利用することとなった場合の日割り計算の起算日について教えてほしい。	姫路市の被保険者となった日か、利用者との契約日のどちらか遅い方からの日割り計算となります。
50	事業費請求	月途中の転居に伴い、サービス事業所を変更することとなった。(担当の地域包括支援センターに変更はなし)どのように請求すべきか。	前の事業所との契約解除日、次の事業所との契約日を起算日として日割り計算となります。
51	事業費請求	月途中で市外から転入してきた利用者で、転入前と同一サービスを利用する場合は契約日での日割りの適用となるのか。	通常、サービス事業所の変更は日割り計算ですが、この場合は転入出により保険者が変更になるので、月額包括報酬での算定ができます。 ※「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」(平成30年3月6日厚生労働省事務連絡)※1の但し書きが優先されます。
52	事業費請求	被保険者の入院中に総合事業訪問介護の契約を行い、退院後、契約を行った月内にサービス提供を開始した場合、日割請求の起算日はいつになるのか。	契約日が起算日となります。
53	事業費請求	今月からAの総合事業通所介護を利用している方が、月の途中で別のBの総合事業通所介護に通いたいとの申し出があった。月の途中で別の事業所に通う場合、どちらの事業所も日割りで請求可能か。	請求可能。 厚生労働省事務連絡での日割り事由にあるとおり、月の途中でサービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)を行う場合、終了日を契約解除日、開始日を契約日として日割りで請求できます。 ただし、2つの事業所を同時に利用することはできないので、B総合事業通所介護事業所の契約日以降にA総合事業通所介護の利用はできません。(日割りの報酬請求も日が重なってはいけません。)

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

(R5.6 地域包括支援課)

質問番号	区分	質問	回答
54	事業費請求	総合事業通所介護又は総合事業訪問介護を提供する事業所が、何らの理由で事業所を休業した場合の請求は日割り請求か。	事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いにより、日割り請求となります。休業日に利用予定のない利用者についても日割り請求の対象となりますので、ご注意ください。
55	事業費請求	総合事業通所介護と介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)を利用している人が介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)途中で入院した場合の算定方法は。	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)を利用した場合は、入所時はその前日、退所時はその翌日を起算日として日割り請求となります。
56	研修	総合事業訪問生活援助のヘルパーの研修はどのようなものか。	制度の理解や老化・疾病の理解、高齢者とのコミュニケーションなどを中心とした、標準で12時間の座学研修です。研修の実施方法は、総合事業訪問生活援助の指定事業者が、従事者に対して実施します。研修修了者には市が定める修了証を事業者が発行します。
57	総合事業全般	総合事業訪問生活援助に従事した一定の研修受講者が将来、介護福祉士を受験申込する際に、当該事業に従事した日数はカウントされるのか。	受験資格に関する事項については、『公益財団法人 社会福祉振興・試験センター』までお問い合わせください。